

大情審答申第 277 号  
平成 22 年 9 月 7 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 2 月 8 日付け大住吉区民第182号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 12 月 17 日付け大住吉区民第 148 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）を一部取り消し、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 12 月 3 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 2 の（え）欄に掲げる旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に対し、別表 2 の（お）欄に掲げる文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、一部を公開しない理由を別表 2 の（き）欄に記載のとおり付して、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 1 月 7 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「住吉区まちづくり懇話会委員名簿（平成 21 年度分）」（以下「本件文書」という。）を全部公開すること。

2 住吉区は、平成 18 年 3 月に「住吉区未来わがまちビジョン」を策定し、10 年後の将来像を「誰とでもあいさつできるまちすみよし」とし、そのキャッチフレーズを「ここは住吉、住みよい区」とした。

その将来像の実現に向けて、住民の立場から、まちづくりや事業などへの参加・参画方法の検討をはじめ、評価や提案・提言などを行う場として「住吉区まちづくり懇話会」を開催するとしている。

3 「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」は平成 21 年度の住吉区の新規事業及び重点予算事業である。事業内容として、モデル区の選定や調査項目の作成を「住吉区まちづくり懇話会」（以下「本件懇話会」という。）の委員等と協働で実施するとある。また、予算 150 万円のうち、147 万円を使い、事業者の選定を行い、事業者も最終提案を区役所及び本件懇話会と協働で行うとしている。

4 住吉区は、「住民主体のまちづくり支援事業」として、「住吉区未来わがまちビジョン」の実現に向け、本件懇話会と「住吉区アクションプラン推進委員会」（以下「本件推進委員会」という。）の連携を強め、市民協働によるまちづくりの推進を経営課題としている。本件推進委員会の委員名簿は、事務局の保健福祉担当より情報提供されたが、本件文書はなぜ公開されないのか。

5 実施機関の説明書には、平成 21 年 4 月より本件懇話会の組織運営の方針転換を進めてきたとあるが、この事は一切広報されておらず、区民は誰も知らない。

6 住吉区が、平成 21 年度の重点予算事業を行うにあたり、本件懇話会と協働で実施すると広報している以上、その委員名簿は公開されてしかるべきである。

住吉区民として、どこの誰かも分からない委員に、住吉区の将来を託すことができるだろうか。

7 本件懇話会自体、区役所から活動の支援をしてもらっており、公金が注入されている。

それなら、誰憚ることなく、委員の氏名だけでも公表する義務があると考ええる。

#### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 住吉区では、平成 16 年度から区内の各地域や団体から推薦を受けた者及び一般市民から公募により選定された者により構成された「住吉区未来わがまち会議」を設置し、住吉区の将来像の検討を進め、平成 18 年 3 月に概ね 10 年後の住吉区の姿として、「住吉区未来わがまちビジョン」の策定を行ってきたところである。

そして、「住吉区未来わがまちビジョン」にある将来像の実現を目指し、区民と行政が協働したまちづくりを進めるための情報交換・交流の場として、「住吉区未来わがまち会議」を発展的に解消し、平成 18 年 8 月に新たな構成委員により本件懇話会が

設置されたところである。

本件懇話会は、平成 21 年度のマニフェスト作成当初において、「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」におけるモデル地区の選定や調査項目の作成を区と協働で実施するものと位置付けていた。また、本件推進委員会と協働して地域課題への取組みを進めていくこととしていた。

しかしながら、本件懇話会での議論の中で、より市民が主体となった組織運営を目指すことになったため、これまでの本件懇話会のあり方について見直すことになり、平成 21 年 4 月より組織運営の方針転換を進めてきたところである。

したがって、現在の本件懇話会は、住民主体のまちづくり活動を促進するため、地域活動に取り組む上での課題や意見などを自由に話し合うことができる機会及び場の提供を目的として、運営しているものであり、その参加等は任意で行っている。

- 2 異議申立人が異議申立書において、「予算 150 万円のうち、147 万円を使い、事業者の選定を行い、事業者も最終提案を区役所及び本件懇話会と協働で行うとしている。」と記述しているが、「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」における業者選定は、住吉区地域振興会会長、（財）住吉区コミュニティ協会理事長、住吉区生涯学習推進委員会委員長、すみよし歴史案内人の会代表及び区役所の職員 3 名で構成された受託者選定委員会が、参加業者のプレゼンテーションを受け得点を出し、最高得点の業者を事業の受託者として選定している。

したがって、本件懇話会は「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」における業者選定には全く関わっているものではない。

- 3 本件懇話会については、上記 1 及び 2 にあるとおり、当初の運営方針から転換が図られており、現在は、地域活動に取り組む上での課題等について、自由に意見交換ができる場としての取組みを進めているものであり、事業にかかる業者選定には一切関わっていない。

これらのことから、委員の氏名については、実施機関として事務事業上公にする必要がないと判断を行っており、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないものである。

また、法令等においても公にするべきものであると特に定められているものではないため、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当せず、また、その性質上ただし書イ及びウにも該当しないとの判断を行ったものである。

しかしながら、代表者の氏名については、団体の代表と位置付けられていることから、個人に関する情報には当たらないと判断を行ったものである。

本件文書における非公開情報のうち住所及び電話番号については、各委員の自宅の住所及び電話番号であると認められ、特定の個人を識別できるものであり、また個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当するものである。そして、これらの情報は、非公開情報の氏名同様、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書アには該当せず、また、その性質上ただし書イ及びウにも該当しないとの判断を行ったものである。

4 なお、異議申立人が異議申立書において、「本件推進委員会の委員名簿は、事務局の保健福祉担当より情報提供された」と記述しているが、アクションプランは、大阪市地域福祉計画に基づいた事業であり、同計画を始め、各区役所での取組みなどが積極的に情報発信されているものである。

5 これらの慣行等を考慮した上で、本件推進委員会の委員氏名は、慣行として公にされている情報であると判断されたものである。その一方、本件懇話会については、本件推進委員会とは目的や運営、取り組み方針等、全く異なるものであり、上記のとおり判断を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件文書について

本件文書は、本件懇話会委員の名簿であり、各委員の整理番号、役職名、氏名、住所及び電話番号が記載されている。

このうち、本件決定において非公開とされている部分は、委員の氏名(代表を除く)、住所及び電話番号の部分(以下「本件各情報」という。)である。

### 3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件決定を取り消し、全部公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第7条第1号の該当性である。

### 4 条例第7条第1号該当性について

#### (1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件懇話会委員氏名（代表を除く。以下同じ。）について

本件懇話会委員氏名については、条例第7条第1号本文に該当することは明らかであるので、以下同号ただし書アに該当するか否かを検討する。

ア 住吉区によれば、本件懇話会は、概ね10年後の住吉区の将来像を設定した「住吉区未来わがまちビジョン」を作成するために組織された「住吉区未来わがまち会議」を発展的に解消し、「住吉区未来わがまちビジョン」の実現を見守るという目的で設置された団体であるとのことである。

そこで、本件懇話会の設置根拠について当審査会で確認したところ、本件懇話会は、住吉区まちづくり懇話会設置要綱（以下「懇話会要綱」という。）に基づき設置されている。

懇話会要綱によれば、本件懇話会は、住民主体のまちづくり活動を促進する機会及び場、並びに住民と行政が協働して取り組む機会及び場の提供を目的とし、「住吉区未来わがまちビジョン」の周知に関する事、地域課題やテーマを討議し、具体的な提案及び情報の発信に関する事及びその他、区民が取り組むべき活動に必要と認められる事項に関する事を所掌事務としており、住吉区役所が本件懇話会の事務局業務を行っている。本件懇話会委員については、「住吉区未来わがまち会議」委員その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱しており、公募により選任される者もいる。

また、住吉区によれば、本件懇話会は、本件推進委員会との連携のもと、住吉区のキャッチフレーズの周知やマスコットキャラクターの募集や周知等、住吉区のまちづくり活動において、一定の役割を果たしてきた実績があるとのことである。

なお、本件懇話会の活動に対する住吉区の支援としてはもっぱら事務局業務に限られるとのことであり、平成21年度以降、本件懇話会の運営方法を試行的に変更しているとのことであるが、懇話会要綱については、平成20年7月1日から改

正されていない。

イ アで検討したとおり、本件懇話会は住吉区により制定され今なお有効な要綱に基づき設置され、その委員も区長から委嘱されていること及び区役所が事務局業務を行っていることに照らせば、行政との関わりが一定認められる団体であるといえる。

また、本件懇話会の目的や所掌事務は、地域や区民活動に密接に関わる内容であるといえ、区長から委嘱された一定責任ある立場の委員が本件懇話会で討議し、その内容が実際に区の取り組みに活かされることもある点も踏まえると、本件懇話会は、単に市民が自由な立場で私的な意見を発言する、例えばタウンミーティングのような会議とは性格が異なるといえる。

以上のことから、本件懇話会は、公的な性格が強い団体として、参加者に係る情報も含め、その活動を市民に対し一定説明する責務が実施機関に求められていると認められる。

ウ ところで、異議申立人の主張する本件推進委員会について当審査会で確認したところ、住吉区制定の要綱により設置され、委員が区長により委嘱されているという点で、本件懇話会と類似していると認められるが、委員氏名の公表慣行について実施機関に確認したところ、本件懇話会委員氏名については、これまで非公表の取扱いとし、本件推進委員会委員氏名については公表の取扱いとし、異なる取扱いを行ってきたとのことである。

エ 以上から、本件懇話会及び本件懇話会委員について、ア及びイで検討したとおり、本件懇話会は、公的な性格が強い団体であり、その委員も区長からの委嘱により任命されていることに加え、ウで検討したとおり、本件懇話会と設置根拠や委員の委嘱方法で共通し、過去に連携して活動を行ってきた本件推進委員会委員氏名が公表の取扱いであるという慣行についても考慮すれば、本件懇話会委員氏名については、公開の要請は高いものであると認められ、「公にすることが予定されている情報」であると言えるべきである。

したがって、本件懇話会委員氏名は、条例第7条第1号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」であると認められる。

### (3) 住所及び電話番号について

実施機関によれば、本件文書は、本件懇話会の事務局である区役所が本件懇話会委員に事務連絡する際に使用する文書であり、本件文書中の住所及び電話番号については、各委員個人の自宅住所及び自宅電話番号であるとのことである。

本件文書中の住所及び電話番号については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当し、本件懇話会委員の住所及び電話番号を公にすべき法令等の規定や公にする慣行もなく、公にすることも予定していないと認められ、同号ただし書アにも該当しないと認められる。

また、同号ただし書イ及びウにも該当しない情報であることは明らかである。

## 5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩、委員 宇多民夫、委員 大久保規子

別表1 公開すべき部分

|             |
|-------------|
| 委員氏名（代表を除く） |
|-------------|

別表2

|     |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (あ) | 諮問書                 | 平成22年2月8日付け大住吉区民第182号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (い) | 決定                  | 平成21年12月17日付け大住吉区民第148号 部分公開決定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (う) | 請求日                 | 平成21年12月3日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (え) | 請求する公文書の件名又は内容（要約）  | 平成21年4月からの、住吉区役所の「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」に関する全ての文書（住吉区まちづくり懇話会の委員名簿含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (お) | 本件決定通知書に記載された公文書の件名 | <p>1. 平成21年度「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」の業務委託にかかる参加資格審査通知及び企画コンペ実施説明会の開催案内の送付について（住吉区区民企画担当分 重点予算事業にかかるもの）</p> <p>2. 平成21年度「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」企画コンペ参加申請書（住吉区区民企画担当分 重点予算事業にかかるもの）</p> <p>3. 「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」企画コンペ実施説明会の開催について（平成21年度住吉区区民企画担当分 重点予算事業にかかるもの）</p> <p>4. 「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」受託者選定委員会設置規定及び選定委員会の開催について（平成21年度住吉区区民企画担当分 重点予算事業にかかるもの）</p> <p>5. 「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業」受託者選定委員会による選定結果について（平成21年度住吉区区民企画担当分 重点予算事業にかかるもの）</p> <p>6. 住吉区まちづくり懇話会委員名簿（平成21年度分）【本件文書】</p> |
| (か) | 公開しないこととした部分        | <p>1. 上記の1～4のうち、担当者氏名・メールアドレス・電話番号及び個人の住所・電話番号・印影</p> <p>2. 上記6のうち、氏名（代表を除く）、住所及び電話番号【本件各情報】</p> <p>3. 上記2及び5のうち、法人の印影、調査手法、アンケート調査のサンプル数、直接経費の種別、単位、数量、単価のうち調査手法に関わるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (き) | 上記の部分を開示しない理由       | <p>条例第7条第1号に該当<br/>（説明）<br/>公開しないこととした部分の1及び2の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、また個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当<br/>（説明）<br/>公開しないこととした部分の3の情報は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| (く) | 異議申立て年月日            | 平成22年1月7日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (け) | 担当                  | 住吉区区民企画担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |



(参考) 答申に至る経過

平成 21 年度諮問受理第 22 号

| 年 月 日            | 経 過           |
|------------------|---------------|
| 平成 22 年 2 月 8 日  | 諮問            |
| 平成 22 年 3 月 19 日 | 実施機関理由説明      |
| 平成 22 年 5 月 11 日 | 異議申立人から意見書の提出 |
| 平成 22 年 5 月 17 日 | 審議 (論点整理)     |
| 平成 22 年 6 月 7 日  | 審議 (論点整理)     |
| 平成 22 年 6 月 21 日 | 審議 (答申案)      |
| 平成 22 年 7 月 12 日 | 審議 (答申案)      |
| 平成 22 年 8 月 23 日 | 審議 (答申案)      |
| 平成 22 年 9 月 7 日  | 答申            |